



衆議院議員

坂本ゆうのすけ

おおぞら通信 No.20

安保法制、強行採決!!

この度の安全保障法制は、その中身は疑問だらけでこのような問題のある法律を提出した責任は極めて重いと言わざるを得ません。

大きな問題点は、安倍内閣が推し進める今回の安保関連法は、憲法の範囲を逸脱する内容を含む極めて違憲性の高い法律だということです。6月4日の衆院憲法審査会で自民党推薦の長谷部恭男氏をはじめ、小林節氏、笹田栄司氏という日本を代表する憲法学者3名がそろって「憲法違反」と断じ、引き続き衆院特別委員会の参考人質疑では、歴代内閣法制局長官である阪田雅裕氏、宮崎礼壹氏も違憲性を指摘されました。こうした「違憲」の指摘に対して、政府与党は「合憲性の最終的な判断権を有するのは最高裁だ」と反論しましたが、今や、その最高裁長官経験者までが「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と明言しています。砂川事件判決を根拠とする無理な解釈は、ほとんどの専門家から理解を得られていません。



▲ 参院平和安全法制特別委員会での安保採決に際し、マスコミ各社が集まる国会内の様子。



▲ 国会前にて安保関連法の成立に反対する抗議デモが行われている様子。

安保法制に対して、国民の理解が深まらないのはまさに、法律の違憲性と、総理の憲法原理への不理解、そして総理や大臣らの傲慢な答弁姿勢に原因があると考えます。国家・国民の運命を左右する最重要法案である安保関連法について、憲法原理の理解を欠き、誠実に欠ける答弁を繰り返すこと。そして、建設的野党である我が党からの提案に対して一文字の修正も行わないどころか、対案の採決さえ行わず、違憲の可能性が高い法律を制定するという憲政史上に大きな禍根を残してしまいました。

私も衆議院議員に就任し間もなく3年目を迎えますこの間、野党として、与党提出法案のチェックをしっかりと行い、対案も提出してまいりました。しかし今回の安保法制に対しての世論の高まりは過去にありません。もっと十分な時間をかけて国会で議論し、国民の皆様理解を深めていくべきであったと考えます。国民の理解も得られていない中での強行採決は極めて残念であり強い憤りを覚えます。

坂本ゆうのすけホームページ

<http://sakamoto-yunosuke.jp/>

東松山事務所

〒355-0016

埼玉県東松山市材木町20-9

TEL 0493-22-3682

FAX 0493-81-3386